

- 市の将来都市像**
- ◇市民協働のまち
 - ◇環境先進都市
 - ◇子育て・保健福祉のまち
 - ◇商業・文化芸術都市

発行・町田市 編集・政策経営部広報課
〒194-8520 東京都町田市市中町1-20-23
市役所の代表電話042・722・3111
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



今号の紙面から

2面

2010年度の決算状況をお知らせします

3面

2011年度の上半期財政状況をお知らせします

4面

3人乗り自転車の利用者募集



順番待ちの車列
(昨年12月30日撮影)

12月は、清掃工場へのごみの持ち込み件数がたいへん多くなります。
特に下旬は、1時間以上お待ちいただく場合もあります。大掃除などでごみを持ち込む方は、12月上旬・中旬においで下さい。
○受付時間 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時
○持ち込み場所 清掃工場(下小山田町)
○必要書類 一般廃棄物処理依頼書(市役所本庁舎1階市民相談室、各市民センター、町田・南町田の各駅前連絡所)
何かと慌ただしい年末ですが、犯罪は年末も休みません。しっかり戸締まりをして、気を引き締めて防犯に努めましょう。

次のとおり、町田・相模原両市と警察、各関係団体がJR横浜線町田駅を中心に、合同防犯パトロールと防犯啓発活動を実施します。
○日時 12月21日(水)午後6時45分～8時30分

犯罪は年末も休まない!

町田駅周辺合同歳末特別警戒を実施します



ピーボ君もパトロール
(昨年12月22日撮影)

○開会式場 ぽっぽ町田イベント広場
○開防安全課 ☎724・3254 FAX 725・3280

※関連情報を町田市ホームページ(トップページ)暮らし



また、12月24日～30日はごみの持ち込み受付場所を変更します。詳細は本紙12月21日号または町田市ホームページをご覧ください。
問 清掃工場 ☎797・2732 FAX 797・9167

清掃工場へのごみの持ち込みはお早めに



年の瀬が近づいてきました



年末年始は道路工事を抑制します

年末年始の交通渋滞の緩和や事故の防止を目的に、市が管理する道路での工事を抑制します。
抑制期間中は、原則として、市が実施する道路の維持管理作業、警察が管理する施設の工事、ライフライン等の緊急工事以外の施工は規制されます。
○抑制期間 12月26日(月)～1月4日(水)
なお、町田駅周辺の一部地域(繁華街地区、下図を参照)では、12月24日(土)～25日(日)の昼間も道路工事を抑制します。

問 道路管理課 ☎724・1149 FAX 724・1126

地域活動 感謝状を贈呈しました

多年にわたり地域社会の発展、社会奉仕活動に尽力されている地域活動功労者5人の方に対し、11月16日に感謝状を贈呈しました。
これは、地域コミュニティ



前列左から、渡邊さん、石阪市長、荒井さん、後列左から、萩原さん、小林さん、萩原さんの活動は、下表のとおりです。
問 市民協働推進課 ☎723・2891 FAX 723・2946

感謝状贈呈者 (敬称略、氏名50音順)

氏名	活動場所/活動内容
荒井淳子	鶴岡三角公園/公園の清掃・美化活動
金子哲也	成瀬台小学校区域/登下校時の子どもの見守り・安全指導
小林隆次	木曽地区/子どもの見守り・挨拶運動、清掃活動
萩原 享	南大谷小学校区域/子どもの見守り・交通整理
渡邊節子	つばき公園/公園の清掃・美化活動

産業医(専属)を募集します

採用予定日 2012年4月1日

左記のとおり募集します。
詳細は、町田市ホームページをご覧ください。
○役職 労働安全衛生担当(部長級)
○受験資格 2012年3月31日現在、年齢が満60歳以下で、産業医としての実務経験がある方
○募集人員 1人
○職務内容 町田市役所本庁舎における専属の産業医としての業務
○任用形態 特定任期付職員(2年間)
○選考 書類(1次)、面接(2次)
○申し込み 提出書類(所定の受験申込書(町田市ホームページ)でダウンロード)・医師免許証の写し・産業医資格を証明する書類の写しを、12月12日～1月6日(必着)に直接または郵送で職員課(〒194-8520、中町1-20-23)へ。
※郵送の場合は「特定任期付職員募集」と朱書きし、必ず書留で発送して下さい。
問 職員課 ☎724・2199 FAX 724・1174

来年6月1日から鶴川駅周辺を道路等喫煙禁止区域に指定します



市では、地域の環境美化を図り、安全安心なまちづくりを推進するために、10月1日から鶴川駅周辺の区域を、あきかんや吸い殻等のポイ捨てをした場合に2万円以下の罰金の対象となる「美化推進重点区域」に指定しました。
この区域を来年6月1日から「道路等喫煙禁止区域」に指定します。
指定後は、区域内の道路等で喫煙中止の指導・命令に違反した場合、罰金(2000円)が科されます。
区域内には喫煙所を設置する予定です。喫煙する方はご利用下さい。
喫煙やごみのポイ捨ては、皆さん一人ひとりのマナーの問題です。たばこを吸う人と吸わない人が共に安心・安全に暮らせるまちづくりのため、マナーアップにご協力をお願いいたします。
問 環境保全課 ☎724・2711 FAX 724・2722